

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 29 年 6 月 28 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700049号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700033号

第1 結論

請求者のA社B店(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和46年4月30日から同年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

昭和46年4月30日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和46年4月30日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和45年4月から平成14年3月までC社に継続して勤務していたが、昭和46年5月1日に同社の関連会社であったA社B店から同社D店へ異動したにもかかわらず、同社B店の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年4月30日となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

企業年金連合会が管理しているE厚生年金基金(平成*年*月*日に解散)の記録、請求者が所持する永年勤続表彰状及び元同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間にC社に継続して勤務(昭和46年5月1日にC社の関連会社であるA社B店から同社D店に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和46年4月の標準報酬月額については、請求者のE厚生年金基金における同年4月の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和46年4月30日から同年5月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届(以下「資格喪失届」という。)を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、事業主が資格喪失年月日

を同年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年4月30日を資格喪失年月日として資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。